

記入例

令和8年3月13日

佐賀市長 坂井英隆 殿

(一社) 佐賀市観光協会

次の返礼品等について、佐賀県佐賀市の区域内における  
じていることを証明します。  
上記については、以下の算出方法(該当する算出方法に

返礼品毎・管理番号まで記入  
色違いはまとめて記入可  
種類やサイズ・個数違い、下記A・Bが異なる場合は、  
それぞれシート作成

返礼品等の名称 **佐賀市特産品セット：A000-000**

佐賀県佐賀市内の区域内における工程により生じた価値の割合

80%

自動計算(触らない)

エントリーシートの返礼品代

総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A：当該地方団体(佐賀県佐賀市)による返礼品等の調達費用

5,000 円

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

1,000 円

佐賀市外で生じた費用の合算

その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

[Empty box for alternative calculation method details]

また、当該返礼品等の製造・加工地※1は佐賀県佐賀市であり、一般販売価格は **5,000** 円です※2。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します

・当該返礼品等については、地場産品基準(平成31年総務省告示第...  
として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証  
書の第3号の返礼品等として取り扱わないこと。

一般販売価格：  
一般消費者に販売する際の価格  
(卸価格ではない)

・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

※1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名  
(例:〇〇県〇〇市)、国外の場合は国名を記載すること。

※2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該  
返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

協賛事業者と製造事業者が  
①一緒の場合...協賛事業者名  
②異なる場合...製造事業者名  
を記入する

R8.3追記(県税政課確認)

◆協賛事業者と製造事業者が異なる場合、  
本証明書は製造事業者が記入する。

◆A:調達価格

協賛事業者が取り扱う返礼品価格を記入する  
(エントリーシートと同額)

◆一般販売価格

①通常の一般流通価格を記入する(店頭価格等)  
⇒調達費用≦一般販売価格

②協賛事業者と製造事業者が異なる場合  
製造業者が通常取り扱う一般販売価格(流通価格)を  
記入する。

⇒調達価格>一般販売価格となる場合もある。  
佐賀県としては、合理的理由があると判断する場合、ある  
程度許容されると判断。  
総務省は個別の事例により判断する見解。